

議案第 3 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に定める認知症総合支援事業及び法第 115 条の 48 第 1 項に定める会議を平成 29 年度から実施することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 29 年 3 月 日 公布
里 庄 町 条 例 第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年里庄町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

図書館運営委員	日額	5,000 円
その他の附属機関の委員	日額	5,000 円

」を

図書館運営委員	日額	5,000 円
認知症初期集中支援チーム検討委員	日額	5,000 円
地域ケア会議委員	日額	5,000 円
その他の附属機関の委員	日額	5,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。